

記入例

別記様式 1 - 2 (被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 **横浜市中区相生町 3-56-1**
 日中つながる番号を記入してください。(携帯番号も可) → 電話 **045-671-2922** 認印で可(シャチハタは不可)
 氏名 **横浜 一郎** 印

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 2 号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(以下「特定事由(※1)」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(第三号において「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同法第 35 条第 4 項柱書き及び第 3 号)に該当しますので確認願います。

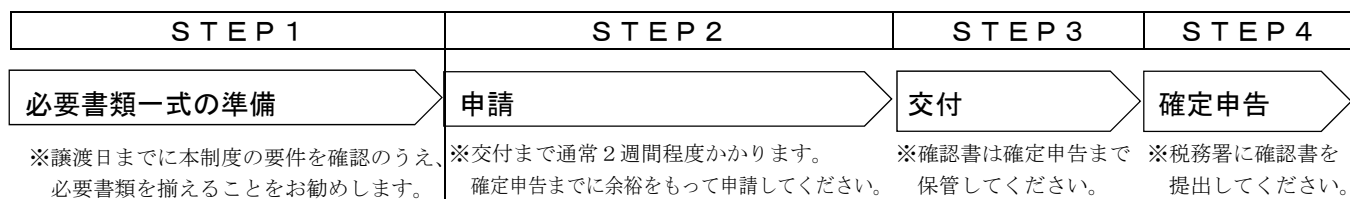
(※1) 通知における特定事由と同じ。

(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

家屋及びその敷地等の所在地	横浜市中区港町 1-1	
家屋の建築年月日	昭和 55 年 1 月 1 日 ←登記簿謄本などを参考に記入	
被相続人の氏名及び住所	(氏名) 横浜 花子	(住所) 横浜市中区港町 1-1
相続発生日 (被相続人の死亡日)	平成 30 年 1 月 1 日 ←	
相続による取得日 (例: 遺産分割協議が確定した日)	平成 30 年 1 月 1 日 ←遺産分割協議書などを参考に記入	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 横浜 二郎 横浜 三郎	(住所) 東京都新宿区西新宿 2-8-1 川崎市川崎区宮本町 1 番地
被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 横浜 二郎 横浜 三郎	(住所) 東京都新宿区西新宿 2-8-1 川崎市川崎区宮本町 1 番地
家屋の取壊し、除却又は滅失日	平成 31 年 3 月 31 日 ←	
譲渡日	平成 31 年 4 月 15 日 ←	

↓↓点線以下は横浜市が記入します。↓↓ (切り取らないでください。) ↓↓点線以下は横浜市が記入します。↓↓

1 申請から交付までの流れ



譲渡日以降から申請可能

※日付を合わせる

2 注意事項

譲渡日までに、必ず滅失登記を完了させてください。譲渡日以降に家屋を取壊した場合、たとえ契約書等に取壊し予定の記載があったとしても、家屋付きでの譲渡とみなされます。

3 必要書類(被相続人居住用家屋等確認書以外は交付時に返却できないため、コピーでの提出も可能です。)

書類	備考
被相続人居住用家屋等確認申請書	空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。
返信用封筒	郵送での交付を希望される場合のみ必要です。(定型封筒長形 3 号に住所を記入し、82 円切手を貼付)
委任状	代理人が申請する場合のみ必要です。特に形式は問いません。
① 被相続人の除票住民票 ※戸籍ではなく住民票です。	・相続発生日以降に取得したものであれば結構です。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転した方は、戸籍の附票が必要です。
② 相続人の住民票	・家屋の取壊し日以降に取得してください。 ・相続人が複数いる場合、全員の住民票が必要です。 ・相続発生日、もしくは老人ホーム入所後等から 2 回以上転居している方は、戸籍の附票も提出が必要です。
③ 敷地等の売買契約書	・譲渡日に変更があった場合は、変更後の譲渡日が分かる領収書等も必要です。
④ 家屋の閉鎖事項証明書	・閉鎖事項証明書の提出が困難な場合は除却工事の請負契約書でも可ですが、領収書のみは不可です。この場合は、解体完了日に関する記載があるものを提出してください。
⑤ 以下のいずれか一つ 電気、ガス等の使用中止日が確認できる書類 宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告 その他	・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。 ・相続から譲渡までに、使用中止されている必要があります。 例)電気会社、ガス会社等に「契約(解約)状況の回答書」の発行を依頼していただく等 ・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限りません。 例)宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの等 ・空家を既に解体した後に、“敷地のみの広告したもの”は認められません。 ・上記 2 つの書類が整わない場合は、事前にご相談ください。
⑥ 更地の写真	・取壊しから譲渡までに日付入りで撮影してください。(日付は手書きでも可。)

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の書類も追加で提出してください。(平成 31 年 4 月 1 日以降に譲渡されたものが対象です。)

書類	備考
⑦ 以下の三つ全て 要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類(入所時の契約書等) 電気、ガス等の契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類 又は 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書などを提出してください。 ・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所されていることを確認します。 ・電気、ガス等の契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類とは、支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)などです。

4 郵送・お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜関内ビル 4 階
 TEL: 045-671-2922 FAX: 045-641-2756 受付時間: 月~金(祝日除く) 8 時 45 分~12 時、13 時~17 時 15 分